

『トレイルランニング大会のモニタリングに関する説明会』レポート

<前半>

□開催日:2017年8月24日(木)

□会場:東京海洋大学 越中島キャンパス 1号館 111号室

□出席者:環境省自然環境局国立公園課 水崎進介課長補佐、柳田邦玲雄係員

日本トレイルランナーズ協会(JTRA)理事、トレイルランニング大会主催者・関係者など約60名
(参加団体)

北海道森林スポーツフェスタ(北海道)、仙台市スポーツ振興事業団(宮城)、赤城山トレイルランニングレース事務局(群馬)、スパトレイル四万 to 草津実行委員会事務局(群馬)、NPO 法人大江戸小江戸トレニックワールド(埼玉)、甲府 ALPS Haute Route Challenge 実行委員会(山梨)、富士河口湖観光課観光係(山梨)、JTB 中部 (奥三河パワートレイル実行委員会・愛知)、新庄・蒜山スーパートレイル実行委員会事務局(岡山)、国頭トレイルランニング大会・石垣島オーシャンビュートレイルラン&ウォーク(沖縄)、(一社)日本スカイランニング協会、日本スイムラン協会、(有)パワースポーツ、(株)環境管理センター、富士山エコレンジャー連絡会

□内容(予定) 進行:JTRA 中尾益巳事務局長

16:30 開会挨拶

16:45 環境省担当官による「手引き」説明1～質疑応答

17:30 JTRA 理事によるモニタリングの事例紹介～自由討論

18:30 終了

——JTRA 鏑木毅会長の挨拶

今年でトレイルランニングに関わって20年になる。これから環境問題も含めて、社会に適合した形でこのスポーツが根付くように努めていきたい。そんな中この「モニタリングの手引き」が発表されたことは大きな意味を持つと思っている。



トレイルランに関わる方は決してお金儲けを考えていないだろう。それぞれが大義をもって、このスポーツに関わっていると感じている。トレイルランの大会開催は現地調査、トレイル整備、安全管理など多大な労力が必要であり、信念がないと出来ない。モニタリングは大切な要素だが、実際に大会主催者が実現するには難しい面もある。今日は環境省の方からご説明をいただく機会を得たのはありがたい。

かつて私も15年役人を務めていたが、その中で感じたのは、行政が取り決めたこと

が浸透していく過程で、拡大解釈が進んでいくということ。本来の趣旨とは違う形で解釈が広がっていくこともある。そうしたことも踏まえて、今日はみなさんからもご意見をいただければと思う。

――JTRA 石川弘樹副会長の挨拶

私も 20 年近くトレイルランに関わってきた。北米など海外のレースに出場する中で感じたのは、レースにおける環境配慮の違い。人数を制限して数百人規模で開催している大会もあり、「なぜ参加人数を増やさないのか」とたずねたところ、「環境に対する配慮と、選手に対する質が保てないからだ」との答えが返ってきた。

自分は日本のトレイルランの創生期から、雑誌や大会などで環境に配慮しようと伝えてきた。ビジネスで大会を主催していたとしても、健全な方法

で運営し、地域に配慮するやり方であればいいと思う。当然、守らなければならないことはある。これまでいい意味でも悪い意味でもトレイルランは自由な存在だったが、メディアでも取り上げられるようになり、社会に受け入れられるかどうか大事な時期に来ている。今日のような機会を通して、トレイルランの健全な発展が進めばいいと思う。



――環境省 水崎進介課長補佐の説明（「モニタリングの手引き」主なポイント）

今日は環境省が今年 3 月に発表した「国立公園内におけるモニタリングの手引き」を説明する。



大会主催者の方をご存知と思うが、国立公園には行政のさまざまな規制がかかっている。国立公園にはさまざまな利用方法があり、トレイルランもその一つだと考えている。より多くの人に国立公園の自然を楽しんでいただく、その価値を理解していただくことが重要。一方で、一度に多くの人が登山道を利用する大会は、やり方を間違えると環境に影響を与えてしまう。将来の世代にも同じように自然を楽しんでもらうことが大事であり、それは誰もが共通する思いだと考えている。

現在、主催者によりさまざまな手法でモニタリングが実施されているが、自然環境および利用環境への影響を適切に評価でき、かつ効率的に実施できるモニタリング手法が確立されていない。そこで今回、環境省が適切と考える手法についてとりまとめた。

現在、主催者によりさまざまな手法でモニタリングが実施されているが、自然環境および利用環境への影響を適切に評価でき、かつ効率的に実施できるモニタリング手法が確立されていない。そこで今回、環境省が適切と考える手法についてとりまとめた。

<参照:環境省 HP>

『国立公園内で開催されるトレイルランニング大会等におけるモニタリングの手引き』

(平成 29 年 3 月 1 日 各地方環境事務所長宛て 国立公園課長通知)

http://www.env.go.jp/nature/trail_run/mat01.pdf

※この後のレポートは、上記の「手引き」を参照しながらお読みください。

◆モニタリングの概要(手引き p3)

モニタリングは、自然環境への影響(『環境影響モニタリング』)と、登山など一般利用者への影響(『利用影響モニタリング』)の 2 つがある。この「手引き」はあくまで一般論を記したものである。場所によって置かれている環境はさまざまであるため、手引きに書かれていることを一から十までそのまま必ずやってくださいということではない。各地域の自然保護官事務所と相談しながら柔軟に進めてほしい。

しかし一方で、大きなところは統一して実施していく必要があると考えている。

◆モニタリングの流れ(手引き p4)

大会前、当日、大会後に実施することの要約。詳しくは以降に。

<大会前に実施すること>

◆関係者へのヒアリング(手引き p6)

関係者のヒアリングと記してあるが、手引きにあるすべての関係先にヒアリングする必要があるわけではない。まずは自然保護官に、誰の意見を聞くべきかを相談してほしい。

◆事前の環境影響モニタリング(手引き p7)

コースを踏査して、影響が出そうな箇所を探す。

モニタリング箇所の選定は、候補箇所が多数ある場合は、影響が強く出そうな複数箇所を選ぶ。

◆トレイルランニングの影響が出やすい箇所の特徴(手引き p8-17)

「a.コースから外すべき区間とされている地点」＝湿原やぬかるみの多い湿潤な環境、鉦山植物群落等、崩落や落石のおそれのあるガレ場、傾斜地につけられた狭隘な登山道等

↓

これらを含めざるを得ない場合には、特に影響が出ると考えられる地点を必ずモニタリング地点とする。

その他、「b.歩道の幅員が狭い地点」「c.路面にぬかるみが生じている地点」「d.洗掘が生じている地点」

「e.傾斜がある地点」「f.下り方向のカーブが連続する地点」などに影響が出やすい。

◆モニタリング方法について(手引き p18)

大会等の前後において同一地点で同じ画角で写真を撮影してモニタリングを行う。地点の間違いが生じないように注意。モニタリング地点の緯度経度、幅員、傾斜角度、植生概況などを記録する。

植生概況(人工林か自然林か、樹木の種類など)は専門家を交えてのモニタリングは難しいと思われるので、あくまで実施者のわかる範囲でよい。

◆モニタリングの実施:撮影方法(手引き p19-22)

目印になるような樹木や看板を入れ、同じカメラ、同じ画角で撮影。同じ箇所でも異なるサイズや角度で複数枚を撮影する。

◆踏圧により植生への影響が懸念される場合(手引き p23-24)

基本的には写真撮影を行うが、とくに影響が懸念される場合には山中式土壌硬度計を用いて土壌硬度を計測してほしい。

◆大会当日に「利用影響モニタリング」を行う地点を設定

◆「モニタリング計画書」の発表

公表した後の意見は次回以降の大会に活かす。

<大会当日に実施すること>(手引き p26-27)

◆「利用影響モニタリング」の実施

ランナーと他の登山者・一般利用者との間で通行上のトラブルや環境への影響等を、実際にトラブル等が起こらなくても、それにつながる可能性のある事象がないかをチェック。

通行上のトラブルや事前に定めた大会等のルール(歩行区間・登山者優先通行等)を守っていない事象等が発生、もしくはそうした事象につながる事象が発生した場合は記録。

<大会の後に実施すること> (手引き p28-29)

◆事後の環境影響モニタリングの実施

できるだけ速やかに(遅くとも5日以内)に事後の環境影響モニタリング(写真撮影)を行う。

◆モニタリングレポートの作成

モニタリングの結果を整理し、大会関係者からのコメントなどを踏まえて、次回の改善点などを書き込む。大会前後のアメダスのデータも記載。

◆関係者への報告

とりまとめたモニタリングレポートを関係者に報告し、意見等があった場合はモニタリングレポートに追記する。

<モニタリング計画書・レポートの参考例> (手引き p30-43)

◆「計画書」「レポート(概要編)」「レポート(本編)」の3種。詳細は「手引き」を参照。

——質疑応答・意見交換



Q:以前、大会後のモニタリング調査の撮影は大会その日のうちにと言われたが、5日以内ならよいのか？

A:今回このようにまとめたので、特殊な事情がなければ、必ずしも当日に実施する必要はない。5日以内が目安。

Q:望ましいモニタリング地点の数や距離などの目安は？

A:どれくらい脆弱な場所を走るかによって変わってくるので、何キロごとにとは一概にいけない。この手引きをもとに地域ごとに相談していただきたい。

Q:自分たちの大会ではこれまで70箇所のモニタリングを行ってきた。植物の成長によって、さほど環境に変化がないことがわかり、現在は24箇所のモニタリングを行っている。北海道と沖縄では植生が異なる。そのあたりはどう捉えたらよいのか？

A:全国一律では決めにくい。手引きにはモニタリング箇所について細かな規定は盛り込んでいないので、今後どういった問題が起きるかを見ながらフォローしていきたい。

Q:手引きの6ページにある関係者へのヒアリングとは、どのような関係者と考えるとよいのか。ネットに公表することで揚げ足をとる人も出てくる。トレイルランは目立つので揚げ足もとられやすい。ヒアリングした団体等のバックボーンも情報として載せるべきではないか。関係者の選び方と公表の仕方について、どう考えるとよいのか。

A:関係者の内訳については地域ごとに自然保護官と相談していただきたい。手引きに書かれているのはあくまでも「例」。公表についても、まずは公表を前提に考え、詳細は保護管と相談してもらいたい。

Q(鏑木会長):オーガナイザーの皆さんはレポートを提出すると思うが、問題は提出した後、それをどう検証するかということ。ジャッジの仕方は現場の自然保護官によるところが大きく、そこが不安なのではないか。検証の仕方の目安はあるのか。

A:法律全体の運営もそうだが、どうしても自然相手のものなので、現場を一番重視しながら運用すべきだと考えている。一方で、人間が行うことなので、とくに厳しい人というのものもあるかもしれない。今後、事例を積み重ねて改善していければと思う。

Q(鏑木会長):このような手引きは初めてなので、これから大会ごとに試行錯誤すると思う。今後もディスカッションを行いながら変えていく必要があると感じる。

A:手引きはベースなので、自然保護官と相談しながら対応していただきたい。我々も初めて作成したものであるため、今後ブラッシュアップも必要であり、意見交換も行っていきたい。

Q:担当保護官による恣意的な判断も起こりうるのではと懸念する。また、せっかくモニタリングを実施するならば、継続的に記録を残し、後から追跡可能にすることが大事。そうすることにより利用者全員にとって貴重な記録になると思う。

A:手引きを作成するにあたり、これまで作成されてきたモニタリングレポートにも目を通した。撮影場所が明確でないもの、わかりにくいものもあった。手法が一律でなかったため、手引きでそれを示した。毎年継続する場合は、前年度のモニタリングポイントとの関連も重要なため、そのあたりも配慮して実施していただきたい。

Q:沖縄の大会では一ヶ月前から大会開催がある旨を告知し、当日の登山者を規制している。その場合も登山者の声を聞くのか。

A:登山者の規制は想定していなかった。そうした場合は、規制している箇所に係員を配置して、何も知らず訪れた人がいなかったどうかもモニタリングしてもらえればと思う。

Q:上信越の国立公園で活動している。自然保護官とよく話をするが、その人自身が判断してくれないことが多い。決定に時間がかかり、3ヶ月かかるといわれることもある。現場の自然保護官で判断するような流れにはならないのか。

A:保護官が迷った際に、まずはすぐ上にあたる地方環境事務所に相談するのは自然な流れだとは思う。

Q(松井理事):こうしたガイドラインを出されても、実際にはモニタリング結果を提出する大会もあれば、提出しない大会もあると思う。提出しなかった大会に対して、環境省として何かアクションはあるのか。

A:国立公園内であれば、何らかの許認可申請が必要になるので、まず保護官には相談があると思う。その際にモニタリングについてはお願いすることになると思う。それでも何も実施しない場合は、個別に対応することになるだろう。とくに罰則などはない。

Q:大会の参加人数について。地域や季節によってトレイルを利用する適正人数があると思う。そうしたトレイルのキャパシティについて、大会の参加人数についての指標のようなものは作られないのか。

A:現時点では指標はない。トレイルランに限らず収容力というものはあると思うが、何かしらの指標が必要な場所もあると考えている。

Q(別の参加者):人数制限ができると地域貢献に関わる場合もあるので、人数制限に関しては慎重に検討してほしいという要望したい。

A:いろいろな意見を聞いて検討する。自然環境はすぐに戻る場所もあるが一度壊れるとなかなか戻らない場所もある。将来世代に残すという観点も重要。